

令和2年7月3日からの大雨による被災学生に対する各種支援プログラム

A. 高等教育の修学支援制度 家計急変採用【給付】

(1) 支援内容

「授業料減免」および「給付奨学金」の支援を行います。所得に応じて（下記（3）採用要件 2）収入要件を参照）、支援額は次の3区分に分かれます。

区分	授業料減免（年額）	給付奨学金（日本学生支援機構より給付）	
		自宅通学（月額）	自宅外通学（月額）
第Ⅰ区分	上限700,000円	38,300円	75,800円
第Ⅱ区分	第Ⅰ区分の金額の3分の2の額		
第Ⅲ区分	第Ⅰ区分の金額の3分の1の額		

※年度内に区分が変わった場合は、減免額・給付額が変更または廃止となる可能性があります。

(2) 対象

生計維持者が次のいずれかに該当し、家計急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合、事由が発生後3か月以内であれば家計急変採用の対象として出願可能です。

（すでに本制度に採用となっている場合は、重複して支援を受けることは出来ません。）

- 1) 生計維持者の一方（または両方）が死亡
- 2) 生計維持者の一方（または両方）が事故または病気により、半年以上、就労が困難
- 3) 生計維持者の一方（または両方）が失職（非自発的な場合に限る）
- 4) 震災・火災・風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当
 - ①上記1)～3)のいずれかに該当
 - ②被災により、生計維持者の一方（または両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

(3) 採用要件

1) 学力要件

《1年次生》 以下のいずれかに該当する者

- a) 高校の評定平均値が3.5以上であること
- b) 将来、社会で自立し活躍する目標を持って学習する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

《2年次生以上》 以下のいずれかに該当する者

- a) 所属学科における上位1/2位以内であること
- b) 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来社会で自立し活躍する目標を持って学習する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

2) 収入要件（目安）

収入基準は収入・所得に基づく課税基準額等により設定されているため、世帯構成や各種保険料の支払い状況等によって異なりますが、家計急変後から推計する年間所得の見込額の目安は下表のとおりです。

世帯人数	給与所得方の世帯			給与所得方以外の世帯		
	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
4人	229万円	332万円	402万円	131万円	197万円	251万円

「収入基準」については、[「進学資金シミュレーター」](#)で、あなたの世帯構成で収入基準に該当するかおおよその目安を確認できますので、是非ご利用ください。

3) 資産要件

申込日時点のあなたと生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること。

- 4) 高校卒業から入学までの期間の要件
高校を卒業した年度の翌年度の末日から、大学に入学した日までの期間が2年経過していない者
- (4) 申請方法
各校舎の担当部署にお問い合わせください。【各校舎連絡先】参照
概要の詳細については、「[日本学生支援機構 HP](#)」または「[本学オフィシャルサイト](#)」をご確認ください。

B. 日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 災害支援金」【給付】

- (1) 支給額
10万円
- (2) 対象 以下の条件を全て満たす方
- ・自然災害や火災などにより、学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没および半焼失を含む）以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いたりした方
 - ・学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがある方
- (3) 申請方法
提出書類：日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 災害支援金」申請書、罹災証明書、振込み口座の通帳等のコピー
提出期限：**2020年12月25日（金）**
提出先：各校舎の担当部署（【各校舎連絡先】参照）
詳細については、「[日本学生支援機構 HP](#)」をご確認ください。

C. 日本学生支援機構奨学金 緊急採用・応急採用【貸与】

- (1) 貸与金額・貸与期間
- ①緊急採用（第一種に相当／無利子）
- a) 貸与月額：20,000円、30,000円、40,000円、50,000円(※)、54,000円、64,000円(※)から選択可能。(※自宅外通学者のみ選択可能)
- b) 貸与期間：原則として、事由発生月以降で希望する月から2021年3月分まで。
ただし、経済状況に好転が見られない場合、審査により継続が可能。
- ②応急採用（第二種に相当／有利子）
- a) 貸与月額：2～12万円の中から、申込者が希望する金額
- b) 貸与期間：2020年4月以降の希望月から標準修業年限（卒業予定期まで）。
- (2) 対象
生計維持者が次のいずれかに該当し、家計急変した場合、その事由が発生してから12か月以内であれば、緊急採用・応急採用の対象として、出願可能です。
(緊急採用は第一種奨学金、応急採用は第二種奨学金に相当するため、すでに同一種別の奨学金に採用されている場合は、重複して貸与することは出来ません。)
- 1) 生計維持者の一方（または両方）が会社の倒産・解雇等により失職した場合
 - 2) 生計維持者の一方（または両方）が死亡または離別した場合
 - 3) 生計維持者の一方（または両方）が破産した場合
 - 4) 病気、事故、会社倒産、経営不振その他家計急変の事由により、著しく支出が増大、若しくは収入が減少した場合
 - 5) 火災、風水害、震災等の災害により災害救助法・天災融資法等の適用を受ける著しい被害またはこれらの災害に準ずる程度の被害を受けたことにより、支出が著しく増大、若しくは収入が減少した場合

(3) 採用基準

1) 学力基準

- ①緊急採用（第一種に相当／無利子）および②応急採用（第二種に相当／有利子）
 - a) 大学等における学業成績が、平均水準以上であると学校長が認める者
 - b) 特定の分野において特に優れた資質・能力を有すると学校長が認める者
 - c) 大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みであると学校長が認める者
 - d) その他特別の理由により、緊急採用の対象にすることが必要と学校長が認める者

2) 家計基準

- ①上記（2）1）～5）のいずれかに該当し、家計急変の事由が生じることによって、その後1年間の家計が日本学生支援機構の定める[収入基準額](#)の範囲内になることが確実である方
- ②家計急変の事由により、申込者の属する世帯の年間の支出額が著しく増大した場合、または年間の収入額が著しく減少した場合で学校長が必要と認める方
- ③その他家計急変の事由により、緊急採用が必要と学校長が特に認める方

(4) 申請方法

各校舎の担当部署にお問い合わせください。【各校舎連絡先】参照
概要の詳細については、[「日本学生支援機構 HP」](#)をご確認ください。

D. 学校法人東海大学大規模自然災害等被災学生支援【給付】

(1) 支援内容

1) 学費等納付金

2020年度秋学期、2021年度春学期の学費等納付金から、被害状況により、1年間あるいは半年間分を免除いたします。

また、「高等教育の修学支援制度」採用者については、修学支援制度で授業料減免となった学費等納付金額を本制度の減免対象額といたします。

- ① 大学院全研究科、全学部（医学部医学科を除く）：授業料、教育運営費、施設設備費
- ② 医学部医学科：教育充実費

2) 東海大学後援会奨学金【給付】

東海大学後援会では、家庭が不測の事態（火災、風水害、震災等）に遭遇し、家計が急変し、修学が困難になった場合に一時金として5万円または10万円を給付いたします。

3) 東海大学学生安全会見舞金制度【給付】

東海大学学生安全会では救済が必要と判断された学生に対して見舞金を給付いたします。
ただし、「東海大学学生安全会」に加入済みの者のみを対象とします。

(2) 対象者

次のいずれかに該当する方

- 1) 原則として、2020年度在学生の家族が「災害救助法適用地域」に在住し、被災された方
- 2) 原則として、学費等納付者が、「災害救助法適用地域」に単身赴任または出張等で重度の被災（死亡、行方不明、重傷）を受けた方

(3) 対象となる被害内容

次のいずれかに該当する場合

- 1) 家屋全壊・全焼、半壊・半焼、流失・浸水
- 2) 学費等納付者の死亡・行者不明または重傷による入院等
- 3) 自営業の維持および再開の見通しが立たない場合
- 4) 学費等納付者の会社が倒産または失職等に伴い家計状況が著しく悪化した場合
- 5) 家屋等破壊により生活に困窮を来している場合

(4) 申請方法

- 1) 提出書類：[東海大学被災者学費等納付金減免申請書（兼 東海大学後援会奨学金・東海大学学生安全
会見舞金申請書）](#)
- 2) 必要書類：罹災証明書、所得証明書・給与明細等の収入に関する書類、写真等被害状況の判るもの
- 3) 提出期限：**2020年10月16日（金）**
- 4) 提出先：各校舎の担当部署（【各校舎連絡先】参照）

(5) 減免制度等の適用について

減免制度等の適用は、審査により決定いたしますので、被災状況によっては減免の適用を受けられない場合があります。なお、審査結果については、文書にてお知らせいたします。

E. 東海大学応急奨学金【貸与】

- (1) 貸与金額：学費相当額とし、上限60万円を学費減免の形で貸与いたします。
- (2) 貸与期間：原則として当該学期のみですが、次学期に限り再申請可能です。
- (3) 資格：天災や人災により家屋が被災あるいは生計維持者の死亡、失職、入院等のために家計が急変し、学費の納入が困難になった本学の5セメスター以上の学生（医学部医学科は5年次以上）で、学業、人物ともに優れ、最短修業年限で卒業（修了）できる見込みの者
- (4) 申請方法：「[東海大学応急奨学生願書](#)」に必要書類（罹災証明書等）を添えて、**2020年10月20日（火）**までに、各校舎の担当部署に申請してください。

【各校舎連絡先】

湘南校舎 学生課 奨学金係（日本語別科生以外）

電話：0463-58-1211（代表）メールアドレス：tokai-scholarship@tsc.u-tokai.ac.jp

代々木校舎 代々木教学課 奨学金担当

電話：03-3467-2211（代表）メールアドレス：yygkyogaku@tsc.u-tokai.ac.jp

高輪校舎 高輪教学課 奨学金担当

電話：03-3441-1171（代表）メールアドレス：t-gakusei@tsc.u-tokai.ac.jp

清水校舎 清水教学課 奨学金担当

電話：054-334-0411（代表）メールアドレス：s_gaku@tsc.u-tokai.ac.jp

伊勢原校舎 伊勢原教学課 奨学金担当

電話：0463-93-1121（代表）メールアドレス：igakusei@ml.u-tokai.ac.jp

熊本校舎 九州教学課 奨学金担当

電話：096-382-1141（代表）メールアドレス：kuma-gakusei@tsc.u-tokai.ac.jp

札幌校舎 札幌教学課 奨学金担当

電話：011-571-5111（代表）メールアドレス：gt-sap@tsc.u-tokai.ac.jp

湘南校舎 国際教育センター事務室（日本語別科生）

電話：0463-58-1211（代表）メールアドレス：iec@tsc.u-tokai.ac.jp

以上